

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年4月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：モルディブ国税関セクターに係る情報収集・確認調査
（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：モルディブ国税関セクターに係る情報収集・確認調査
（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00064

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 4 月 16 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モルディブ国税関セクターに係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025年6月から2025年8月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定

本契約については、部分払いの設定は想定していません。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第三課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年4月22日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年4月22日 12時まで
3	質問への回答	2025年4月25日 まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025 年 5 月 9 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025 年 5 月 23 日 10 時 30 分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/5QshY4wPLU>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の 2 営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（P D F）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（３）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。^２

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

１０．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、**配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。**

（２）技術評価の方法

「第３章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

^２ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.7＋（価格評価点）×0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

小島嶼国のモルディブでは、主要産業である観光業以外の国内産業が限定的であることから、燃料や食品等、国民の必需品の多くを輸入に依存している。また、国内の公共事業やリゾート開発・運営のための建設資材や物資の輸入も高止まりしており、港湾や空港の税関における迅速な通関や適正な関税徴収の重要性が増している。国内最大のマレ国際貨物港では、2023年に年間総輸入額の73%（5,370億MVR）が通関されたが（関税局、2024）、現状、モルディブにはコンテナ用の大型X線検査装置がなく、全数検査（全コンテナについて手作業で開扉検査を行い、さらにリスク申告上、高リスクの貨物はコンテナ内梱包物の開封も行う）を実施している。また、輸入貨物の課税額の確定に際し、輸入貨物の品目に沿った適正な分類・課税を行うためには貨物の成分・加工の度合いを確認する必要があるが、モルディブ税関ではそれらの分析に必要な資機材が不足しており、精密な検査の実施には警察への貨物の持ち込みを要するなど、検査環境の未整備が通関業務の障壁となっている。物流量増加（過去5年で輸出入額共に約1.2倍）に伴い、マレ港は今後近隣のティラフシ島に移転予定だが、ティラフシ島での新港運用開始から15年後の取扱量はマレ港の年間1.2万TEUから2.5万TEUに増大することが見込まれ、税関職員の増員と業務効率化が求められている。加えて、2024年のモルディブ観光客数は過去最多の約200万人を記録したが、2025年はヴェラナ国際空港新ターミナル開港により更なる増加が見込まれ、違法薬物の密輸等の犯罪に対する水際対策強化の必要性が高まっている。

モルディブの税関業務を担うモルディブ関税局（Maldives Customs Service。以下、「MCS」という。）は、国境管理の強化を通じて国家の安全を守り、同国の経済・社会の発展への寄与を目指している。MCSの5カ年戦略計画（Strategic Plan 2025-2029）（案）では、6つの重点分野（コンプライアンスと歳入、貿易円滑化、税関取締と水際対策、パートナーシップ、組織強化、人的資本の最適化と開発）を掲げており、中でも人的資本の開発にあたって、研修等による職員の能力向上や、業務及び組織の効率化に取り組むことを優先事項としている。MCSには約780名の税関

職員が在籍するが、マレ本部には研修室が2部屋しかないため、目標とする年間130コースの実施が難しく（2024年は優先度の高い74コースのみ実施）、常時スペース不足に直面しており、人材育成のための十分な研修設備が整っていない。空港拡張に伴う約300名の新規採用に加え、中長期的には500名の採用を計画しており、5カ年計画では研修プログラムの見直し、外部機関との連携、新研修施設の整備等が明記されている。

また、財務省の中期歳入戦略（Medium Term Revenue Strategy: MTRS 2024-2028）では、MCSが重点的に取り組む課題として、事後調査（PCA）機能強化を含むリスクベースアプローチの強化、人材育成、組織改革・強化の3点が挙げられている。モルディブ政府は歳入（対名目GDP比）を32.5%（2023年）から35.5%（2028年）に増やすことを目指しているが（MTRS）、税収の約14%を輸入関税が占めることから、MCSが果たす役割は大きい（財務省、2024）。そのため、MCS職員の徴税能力強化により、適正な関税収入確保や貿易円滑化を図り、ひいては同国の財政及び債務持続性向上に寄与することが期待される（IMF、2024）。

第2条 調査の目的と範囲

（1）目的

本調査は、モルディブ税関を通じた貿易円滑化及び国境取締強化に向け、同国における税関分野の制度や手続き等の概要、通関手続き及び主要官署における運用状況、税関職員の人材育成体制等を含む現状と課題を総合的に把握・分析した上で、今後のモルディブ税関強化にかかるロードマップ案の作成と、JICAの支援にかかる候補案件の実施計画策定に関する調査を行うもの。

（2）対象地域

モルディブ全土

（3）想定されるモルディブ側関係機関

【主な機関】

1）モルディブ関税局（Maldives Customs Service, MCS）

：モルディブにおける輸出入に関わる全業務を所掌する政府機関。

【その他関係機関】

2）モルディブ港湾公社（Maldives Ports Limited, MPL）

：モルディブ国内の貨物港の開発、運営、管理を所管する国営企業。

3）モルディブ空港公社（Maldives Airports Company Limited）

：モルディブ国内の空港の開発、運営、管理を所管する国営企業。

4) 内務省 (Ministry of Homeland Security and Technology)

: モルディブの法や秩序を維持する省庁で、関税局や国家警察、入国管理局などが傘下機関にあたる。

5) 建設・住宅・インフラ省 (Ministry of Construction, Housing and Infrastructure)

: 国家の基盤となる公共インフラ整備を担い、公共部門投資計画 (Public Sector Investment Program: PSIP) 等をはじめとする政府開発計画を所掌する省庁。

(4) 調査の範囲

本調査は、上述の(1) 目的を達成するため、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第4条 調査の内容」により構成される調査を計画・実施し、「第5条 報告書等」に示す成果品を作成するものである。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 発注者 (JICA 南アジア部) との調査方針・計画に関する確認プロセス

本調査では、モルディブ税関分野における将来的な協力可能性について検討するため、幅広いニーズ検証や現地調査等が必要となる。限られた調査期間中に候補案件等の絞り込みを行うことになるため、発注者と受注者の方向性にずれが生じないよう、現地調査期間中は、受注者から発注者に対し毎週の進捗報告 (メール含む) を行い、定期的 (隔週目安) にオンライン会議等を実施する。また、特に下記の時点においては必ず受注者から発注者に対し報告・相談し (メール含む)、発注者の承諾を得て調査を進めることとする。

- 先方支援ニーズが見込まれる税関研修施設整備や大型 X 線検査装置について、案件形成余地が無いと判明した時点
- 協力候補案件 (複数)³から優先案件を選定するための基準を設定し、同基準に基づき優先案件 (最低3件) を選定した時点 (実施計画作成前)
- 優先案件 (最低3件) の実施計画ドラフト時点 (先方政府説明前)
- 現地調査結果概要報告書 (案) 作成時点 (先方政府説明前)

加えて、本調査は限られた人月・予算で効率的な調査が求められるため、先行 (2025 年1月) の官団員調査結果を踏まえ、特に協力候補案件の精緻化及び優先案件を効果的に実施するための体制面の情報収集や付加価値創出 (DX などの日本の知見・技術活用等)、成果指標の提案等に重点を置くこととする。また、調査の計画、調査過程及び報告書執筆等の各段階に関し、業務主任者が責任をもって品質を管理し、最終成果品のクオリティの確保に努めること。

³ 協力候補案件の選定基準は、技術提案書にて提案すること。

また、本調査での検討事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関のニーズ等の確認と十分な説明を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。調査終盤においては、JICA 官団員が調査に現地で参加し、先方政府との面談に同席することも検討中。

（２）政府の開発計画

モルディブ政府は、首都マレ都市圏及び国全体で複数の開発計画を計画・実施している。これらの開発計画のうち、税関セクターや通関・貿易等に関連するものについて最新情報を正確に把握し、本調査で提案する協力候補案件への影響が見込まれる開発計画の進捗については、提案時に留意点として含めること。尚、現在実施が進められている公共事業は以下の通り⁴。この他にも、ハードインフラに限らずソフトインフラ（税関分野の開発計画・戦略、制度・システム等）についても確認し、協力案件の検討・形成に向けて関連する開発事業があれば、ファイナル・レポートに含めること。

１）ティラフシ新港移転計画

首都マレに位置する国内最大の国際貨物港・マレ港では、モルディブの輸入貨物の70%以上が荷揚げされ、国内各地の島々に輸送されているが、貨物取扱量の増加に伴う港湾のキャパシティ不足から、マレ島近隣のティラフシ島に移転する計画がある。政府の計画では、新港の水深や岸壁延長などはマレ港に比して大幅に拡大する想定であり、バージを不要とする大型コンテナ船の寄港が可能となることから、年間貨物取扱量も倍増する見込み。現在は、ティラフシ島の埋め立てによる用地造成が進められている。運輸省は2027年末までの移転完了を目指しているが、資金調達等の進捗も踏まえスケジュールは流動的。

２）ヴェラナ国際空港の新ターミナル拡張計画

モルディブで顕著に増加を見せる観光客の受入れに対応するため、首都マレに隣接するヴェラナ国際空港の拡張が行われた。2016年に工事が開始され、2025年中に新ターミナルが完成する予定。2030年までに年間750万人の旅客取り扱いを目標としている。

３）グレーター・マレ・コネクティビティ・プロジェクト

首都マレ島と隣接するヴィリンギリ島、グリファル島、ティラフシ島を結ぶ全長6.74kmの道路・橋梁整備の計画。2022年8月に工事を開始し、当初計画では、ヴ

⁴ 進捗等については公開情報やヒアリング等を基にしているため正確ではない情報が混在している可能性があることに留意。

ィリンギリ島までのフェーズ1工事を2023年に完工、全体工事は2026年完工を目指していたが、現在フェーズ1工事も橋脚の建設中であり、全体の完成も想定より遅れる可能性がある。当プロジェクトは、インド政府が1億ドルの無償資金と4億ドルの有償資金を供与している。

(3) 先方政府の支援ニーズ

MCS へのヒアリングによれば、現在税関セクターでは以下の支援ニーズがある。本調査では、これらの内容に留意の上で、先方政府の支援ニーズの聴取・検討に努めること。なお、各支援ニーズの詳細については、配布資料を確認すること。

- 1) ティラフシ島の税関研修施設の整備
- 2) 大型 X 線検査装置
- 3) 不法薬物・爆発物探知装置 (TDS)
- 4) 税関職員能力強化 (ソフト面)

(4) 他ドナー等の支援状況

MCS 等へのヒアリングによれば、税関セクターに対する他ドナー等の支援は以下の通り。本調査ではこれらの支援に限らず、最新の支援状況を広く確認すること。特に、研修・人材育成、国境取締分野に関する支援状況については重点的に調査を行うこと。

- ・ アジア開発銀行 (ADB) は、2019 年から、輸出入や通関手続きをオンラインで一元化するシステム開発と能力開発支援を行なう SASEC ナショナル・シングル・ウィンドウプロジェクト (無償 5 百万 USD、有償 5 百万 USD、技術協力 1 百万 USD の約 11 百万 USD) を実施中。また、国際貿易円滑化や通関手続きの効率性及び透明性向上を目指す SASEC 税関行政改革・近代化プロジェクト (無償 5 百万 USD) を新たに形成中。
- ・ 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) は税関職員の能力向上を目的とした研修プログラムや薬物・密輸対策に関する専門研修を実施。
- ・ 国連貿易開発会議 (UNCTAD) 及び英国税関歳入庁 (HMRC) が連携の上、モルディブへの WTO 貿易円滑化協定 (TFA) 導入のための国家ロードマップを策定予定。草案について国家貿易促進委員会 (NCTF) の承認待ち。
- ・ その他インド、米国、世界税関機構 (WCO)、国際刑事警察機構などの国際機関がキャパシティビルディングの支援を提供。

(5) ティラフシ島インフラ状況

税関研修施設の整備は、ティラフシ新港の移転時期の影響を直接受けるものではないが、税関現場と教室をオンラインで繋ぐ講義も想定し（ニーズについては MCS に要確認）、港湾との接続環境の確認を行う。また、施設整備にあたり、建設予定地の周辺状況、今後の開発計画等を確認することに加え、電気、水、インターネット状況、地盤、所有権等に係る既存データを入手し、利便性や安全性に係る情報を確認する。詳細な確認事項は、第 4 条【現地調査】（3）に記載の通り。

(6) 資料・データ不足の補完

モルディブの現状分析にあたっては、資料・データが十分に整備されていないことも想定されるが、可能な限り聞き取り調査等により資料・データの不足を補完し、分析の信頼度を高めること。

(7) 本邦技術の活用及び付加価値の発現

本調査では、調査結果として今後の JICA 支援にかかる候補案件の提案を行うが、日本ならではの付加価値発現に向けた本邦技術の活用可能性等を検討し、技術提案書に含めること。本邦技術の適用分野に関しては、DX 要素（例えば、研修施設の関連であれば遠隔研修機材や e-Learning のための ICT 機器、X 線検査装置であれば AI 判断機能等）や、ユニバーサルデザインの導入等による利便性向上、グリーンテクノロジー等の技術によるエネルギー課題解決に寄与するもの等を想定するが、その他にもあれば技術提案書で提案すること（調査開始後も発注者と協議を継続し、幅広く検討することを推奨）。また、先方の支援ニーズとして提示されている協力候補案件については、関連しうる本邦企業・技術等について、渡航前後の作業期間に導入にかかる費用や技術内容等を確認すること。

(8) 環境社会配慮及びジェンダー配慮上の留意点

本調査では、協力候補案件から選定した優先案件（最低 3 件）について、実施計画には環境社会配慮上の留意事項を含める。同様に、ジェンダー平等と女性のエンパワメント（ジェンダー主流化）のための施策を優先案件の実施計画に取り入れること。例えば、施設整備であれば、男女別のトイレや宿泊棟の整備、防犯カメラ、授乳スペース、ユニバーサルデザインの採用などが一例として考えられる。

第 4 条 調査の内容

上記第 3 条を踏まえ、以下の調査を実施する。なお、調査項目で追加すべきものがある場合には、技術提案書に含めること。

【準備作業】

（１）モルディブ税関セクターに係る概要の整理

既存の関連資料、データ、文献等（研究機関資料や JICA 報告書を含む）により情報収集・分析を行い、モルディブの税関分野の概況を整理する。主な確認事項は以下の通り。

＜モルディブ税関セクターに係る概要＞

- ・ モルディブ税関セクターに係る法規制、政策・方針、計画、制度（関税分類、関税評価、原産地規則、認定事業者制度（AEO）、輸入許可等）
- ・ モルディブ税関セクターを取り巻くインフラ等の開発計画（各計画の内容、進捗、資金調達状況、本邦企業の関与等）
- ・ MCS 概要（組織体制、規模、予算状況、保有施設、機材の稼働状況・維持管理体制、5 カ年戦略等）
- ・ MCS を取り巻く貿易・物流の潮流（主要貿易相手先、輸出入の関税徴収額、輸出入申告件数、輸出入貨物品目・旅客携行品目、貨物量、貨物積み替え状況、摘発状況、事後調査（PCA）実施状況⁵、セキュリティ強化方針等）
- ・ モルディブ政府の関連省庁・機関の最新の所掌・権限
- ・ 主要な国際的な取り決めに対する対応状況（WTO、WCO、SAFTA、EPA 等）
- ・ 他ドナー等の過去の支援実績、支援の実施状況（特に研修や人材育成、税関取締分野等）、関連調査実績

（２）現地調査の実施計画、質問票、ファイナル・レポート目次案の作成

現地調査開始時の関係機関への説明を念頭に、現地調査の実施方針・計画概要（案）、質問票（英文）、ファイナル・レポート目次案を作成する。実施方針・計画概要（案）には、現地調査方針、調査計画、調査項目、調査実施体制、調査手法を含める。

（３）発注者との協議

上記（１）を踏まえ、発注者と協議の上、現地調査の実施方針・計画概要（案）と質問票を完成させる。

⁵ PCA の実施状況に関連して、協力候補案件に期待するインパクトの一つとして、歳入増への寄与がある。効果的な関税徴収による税収の増加、ひいては歳入の増加に貢献することを示せるよう、PCA のデータから現状・課題・改善見通しを確認すること。

【現地調査】

（１）モルディブ政府及び関連機関への調査方針説明

準備作業期間で作成した現地調査の実施方針・計画概要に基づき、先方への調査方針説明を行い、内容に関し了承を得る。

（２）モルディブ政府及び関連機関からの情報収集

第２条（３）に記載の関係機関と以下の点を確認する。

１）モルディブ税関セクターに係る概要

- ・ 上記【準備作業】（１）における収集情報で不足したモルディブ税関全般に係る事項の確認
- ・ 今後の協力にあたり特に重要となる事項の確認（上記第３条（３）の各ニーズ参照）

２）モルディブ港湾・空港等の税関管理体制

- ・ モルディブにおける通関・輸出入手続き概要（ナショナル・シングル・ウィンドウ（NSW）の進捗、プロセス、各所要時間、港及び空港における税関手続きの違い、通関業者の役割等）
- ・ 通関におけるリスク管理システムの概要（方針、実施体制、人員配置、現状・課題、システム・電子化（AI 活用含む）の現状、通関・検査関連資機材等含む）
- ・ モルディブにおける水際対策・密輸取締状況（方針、実施体制、人員配置、現状・課題、取締に係る関連機材・システムの稼働状況、施設及び周辺インフラ状況）
- ・ リスク管理・水際取締対策のいずれについても、現状確認が漏れている貨物量や、徴収できていない関税等の見込み値（比率等）を可能な限り入手する。
- ・ 2024 年に発生した汚職事案踏まえた MCS による再発防止策の検討状況

（３）ティラフシ島における自然条件・インフラ状況

ティラフシ島の税関事務所及び税関研修施設予定地において、実地の目視調査とヒアリングを行う。MCS が新設を希望する研修施設に関して、以下のインフラ状況と、気象や地盤等の自然条件について確認する。

１）電気

：契約電力、電気料金体系、電気代、停電の頻度、停電時の対応（発電機の有無等）、非常用電源の必要性・規格、落雷の頻度（雷サージ有無の確認）など

２）水インフラ

：排水に係る国内基準の有無、給水量の季節的な変動の有無（雨季・乾季の差の有無）、現在給水可能な水道管及び既設排水管の現状（容量、使用状況、配置位置等）

など

3) インターネット

：契約内容、優先回線の有無及び速度、回線速度、Wi-fi 環境及び速度など

4) 気象

：自然災害履歴、雨季における洪水・浸水被害の有無など

5) 地盤

：簡易なメジャー等を用いた実測による用地面積の確認、地盤データの確認（平坦地/傾斜地、軟弱地等）

6) その他

：既存のティラフシ事務所のメンテナンス状況（業者、頻度等）、該当地の過去の使用履歴（化学薬品や油を取り扱う施設、迷惑施設等はなかったか等）、既存建物の図面、周辺環境及び道路の幅、首都マレからのアクセス、土地の法的制約の有無、土地の所有権、施工上の制約（建設機械や工事車両の調達可能性、廃棄物処理方法）の有無など

（4）税関関連機材・施設の活用状況

MCS が所有する機材について、現状・保管場所・活用状況（故障の有無）等の詳細を確認する。現時点で確認できている先方所有機材は以下の通りだが、その整合性も確認し、MCS 本部以外で保有する機材等、不足があれば先方所持機材リストとして更新する。

MCS 所有機材	個数
Smiths Detection IONSCEN600	1
Smiths Detection Target ID	1
Smiths Detection HazMat ID Elite	1
Smiths Detection HazMat ID 360	1
Rigaku Progency ResQ Raman Spectrometer	8
Smiths Detection Sabre 5000	3
Fuji Electric Mobile Xray Scanner	2
Matsumuca Counterfeit Bill Detector	4
Thermos Scientific TruNarc	複数
CT-40 Contraband Inspection Kit	1

MPL 所有機材	個数
Smiths Detection Medium-sized Xray Scanner	1
Rapiscan 622XR/Rapiscan Systems/An OSI Systems Company	1

(5) 主要国境（港湾、空港等）を含む税関官署の現状、課題、ニーズ

マレ周辺及びの地方港・税関官署について、実地調査やヒアリング、データ収集により、以下の①～⑤それぞれの拠点における以下の点を確認する。

<確認対象>

- ① マレ国際貨物港
- ② ヴェラナ国際空港
- ③ フルマレ保税倉庫
- ④ マレ郵便局
- ⑤ 南部・北部税関官署、その他地方税関

<各税関官署の確認事項>

- ・ 現状・課題
- ・ 運営・維持管理体制
- ・ 貨物取扱量
- ・ 通関プロセス
- ・ 関連機材・稼働システム
- ・ 人員配置・人材育成体制
- ・ 水際対策・密輸取締・リスク管理に係る実施体制
- ・ 施設及び周辺インフラ状況

なお、⑤の地方税関に関して、輸入量は北部のクルドゥフシで全体の2%、南部のヒタドゥで2%、ガン（アッドゥ環礁）は0.30%、その他の港ではそれ以下に過ぎず、全体の95%以上がマレ周辺で取り扱われる（MCS 年次レポート 2023）。現地確認に関しては、税関関連施設や研修施設、機材状況等について、マレ本部、ティラフシ事務所、ヴェラナ国際空港事務所、フルマレ保税倉庫、マレ郵便局、北部税関（クルドゥフシ）、南部税関（アッドゥ）の7拠点の調査を想定するが、この他にも協力候補の検討にあたり重要な官署があれば訪問を検討すること。加えて、リゾート島における物流・通関手続きも確認する（原則、実地調査は想定しない）。

また、整備予定のティラフシ新港については、以下の点を確認し、情報については可能な限りデータとして入手する。公開前情報については、報告書の添付とせず発注者に別途提出する。

<ティラフシ新港確認事項>

- ・ 埋立てから設計、施工、完成までの計画・スケジュール
- ・ 事業費、設計図を示すデータ
- ・ 導入予定の税関に係る資機材

- ・ 通関業務に係る MCS の役割
- ・ 大型 X 線検査機材の設置予定場所、コンテナの導線、X 線ゲート通過方法の想定（専用レールや台車にのせる等）
- ・ 支援ニーズのあるインフラ・機材等の特定

（６）人材育成体制

MCS 職員の人材育成体制について、以下の点を確認する。また、ティラフシ研修施設に関しても、最新の整備計画を入手し、具体的な研修計画に基づいたニーズや実現可能性を検討する。

＜確認事項＞

- ・ モルディブ関税局の人材育成方針・計画、制度、現状（カリキュラム含む）、採用計画（増員計画、配置予定、研修内容）、研修講師の配置状況（教官制度・教官養成方針、WCO 認定専門家配置状況含む）・計画、予算、課題
- ・ モルディブ関税局の研修施設概要（マレ及び地方各拠点における既存設備・機材、拡張・整備計画、運営・維持管理の予算措置、人員体制・計画等含む）
- ・ モルディブ税関分野の人材育成に係るニーズ
- ・ 研修ニーズや予算制約を踏まえた施設整備ニーズの確認、規模の妥当性分析
- ・ 人材育成によって期待されるインパクト（職員が確認できる貨物量や、効果的な関税徴収による税収の増加余地など）

（７）税関分野における課題解決へのロードマップの策定と協力に向けた提言

上記（１）～（６）の収集情報を踏まえ、モルディブ税関における課題を抽出し、税関を通じた貿易円滑化及び国境取締強化に向けた今後 10 年間を目安とするロードマップ⁶を MCS と確認の上、策定する。同ロードマップと現地調査結果に基づき、協力候補案件（複数）リストを作成する。協力候補案件の選定基準は、以下を含むことを想定するが、追加があれば技術提案書で提案すること。

【協力候補案件 選定基準（案）】

現地ニーズ・具体的な開発効果（裨益人数、見込まれる社会・経済的便益）・運営維持管理体制を含む持続可能性・日本の技術や知見の比較優位・本邦企業等の裨益・ビジビリティ

協力候補案件リストの中から、特に優先して実施すべき案件（優先案件）について、受注者は現地調査期間中に選定基準を提案し、同基準に基づき選定した優先案件（最

⁶ MCSの5カ年計画等に基づき、2035年までの時系列で示す工程表（図表）1ページ以内と、その図表を補足する文章1-2ページ程度を想定。

低 3 件) について、発注者の承諾を得ること。その上で、以下の項目を含む優先案件の実施計画を作成し、実施に向けた提言を行う。なお、事業概算額の提案にあたっては、過年度の対モルディブ無償資金協力の金額規模を参考値とすること。金額には、本邦での設備製造等を行なった場合の輸送コストも含める。成果指標については、事業を通じた直接的な成果に加えて、モルディブの税收増への貢献についても可能な限り指標として提案すること。

【実施計画 項目（案）】

- ・ 事業（案）の概要
- ・ 成果指標（定量・定性的効果）
- ・ 事業スケジュール
- ・ 事業概算額
- ・ 運営維持管理体制
- ・ 先方財政状況を踏まえたリスク等
- ・ 現地調達可能資機材・業者情報
- ・ 対象となる土地等の所有権
- ・ 本邦技術の具体的活用内容
- ・ 案件の実施にあたり必要となる自然条件・測量調査等の仕様
- ・ 環境社会配慮上及びジェンダー上の留意点・工夫

なお、本調査の主眼は無償資金協力を通じた支援のニーズ確認とするが、調査の過程で他の支援形態（技術協力や海外投融資、小規模無償（経済社会開発計画）等）での支援が推奨されるニーズがあれば、併せて提言に含めること。

（８）現地説明

上記の内容を現地調査結果概要報告書（英文）にまとめ、発注者の確認を得た上で先方政府に対し調査結果の報告を行う。

【整理作業】

- （１）JICA 南アジア部への簡単な中間報告・入手情報共有（帰国 1 週間以内目途）
- （２）収集情報の整理
- （３）調査結果報告（JICA 南アジア部、ガバナンス・平和構築部、資金協力業務部、モルディブ支所を想定）
- （４）ファイナル・レポートの最終化・提出

第5条 報告書等

(1) 調査報告書等

調査の各段階において、作成・提出する報告書は以下の通り。先方実施機関への報告等に必要な部数（簡易製本含む）は、必要に応じて別途受注者が用意する。

なお、契約上の最終成果品は4) ファイナル・レポートとする。ファイナル・レポートの提出期限は契約履行期間の末日とする。

1) 業務計画書

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

形式：電子データ

言語：和文

部数：1 部

2) 現地調査の実施方針・計画概要、質問票

提出時期：契約締結後、現地調査渡航前まで

形式：電子データ

言語：英文

部数：1 部

3) 現地調査結果概要報告書（先方向け）

提出時期：現地調査終了 1 週間前まで

形式：電子データ

言語：英文

部数：1 部ずつ

4) ファイナル・レポート

提出時期：契約履行期間の末日

※2025 年 8 月第 2 週までに初期ドラフトを提出。

形式：製本版及び電子データ

言語：和文・英文

部数：製本 4 部（和英）、製本 3 部（英のみ）、CD-R6 部（和英）

(2) 報告書作成にあたり作成・入手したデータ等

1) 面談録

提出時期：調査期間中随時、遅くとも帰国後 1 週間以内

形式：メール添付等

言語：和文

部数：各 1 部

2) 画像集、その他収集資料

(3) 報告書の仕様

報告書の印刷、CD-R の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：ファイナル・レポート目次案

ファイナル・レポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. 要約
2. 調査の概要
 - 2-1. 調査の背景・目的
 - 2-2. 調査団と調査行程
 - 2-3. 調査内容
 - 2-4. 主要面談者
 - 2-5. 過去の JICA 支援実績
3. モルディブ税関セクターに係る概要
 - 3-1. モルディブ税関セクターを取り巻く開発計画
 - 3-2. モルディブ税関セクターに係る法規制、政策・方針、計画、制度
 - 3-3. モルディブ関税局概要
 - 3-4. モルディブ関税局を取り巻く貿易・物流の潮流
 - 3-5. モルディブ政府の関連省庁・機関の最新の所掌・権限
 - 3-6. 主要な国際的な取り決めに対する対応状況、他ドナー等の過去の支援実績、現在の支援状況、関連調査実績
4. モルディブ港湾・空港等の税関管理体制
 - 4-1. モルディブにおける通関・輸出入手続き概要
 - 4-2. モルディブにおける通関のリスク管理システムの概要
 - 4-3. モルディブにおける水際対策・密輸取締状況
5. 主要国境（港湾、空港等）を含む税関官署の現状、課題、ニーズ
 - 5-1. マレ国際貨物港
 - 5-2. ヴェラナ国際空港
 - 5-3. フルマレ保税倉庫
 - 5-4. マレ郵便局・その他各地方税関
 - 5-5. ティラフシ税関及び新港
 - 5-6. その他（南部・北部税関官署、リゾート島の物流・通関手続き等）

- 6. 人材育成体制
 - 6-1. モルディブ関税局の人材育成方針・計画、制度、現状、採用計画、研修講師の配置状況・計画、予算、課題
 - 6-2. モルディブ関税局の研修施設概要・課題
 - 6-3. モルディブ税関分野の人材育成に係るニーズ

- 7. モルディブ税関を通じた貿易円滑化・国境取締強化のための提言
 - 7-1. 貿易円滑化に向けた現状の課題
 - 7-2. 国境取締強化に向けた現状の課題
 - 7-3. 貿易円滑化・国境取締強化のための提言（税関分野の国際潮流を踏まえた今後の動向、DX や本邦技術の活用、ロードマップ案の策定を含む）

- 8. 我が国の協力候補案件（案）の検討
 - 8-1. 協力候補案件（案）の概要
 - 8-2. 優先案件に係る実施計画
 - 8-3. 実施に向けた課題及び提言

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	本邦技術の活用（案）及び付加価値の発現方法	第3条（7）本邦技術の活用及び付加価値の発現
2	協力候補案件の選定基準（案）	第4条（7）税関分野における課題解決へのロードマップの策定と協力に向けた提言

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.50 人月

(現地渡航回数：延べ4回)

業務従事者構成の検討に当たっては、税関分野の専門性を持つ従事者を含めること

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：島嶼国 及び 全世界

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 先方政府の支援ニーズ詳細

2) 公開資料

- モルディブ財務省 中期歳入戦略（2024-2028）
<https://www.finance.gov.mv/public/attachments/vA1WmVF1UvQhBrwd7reQhaYySJaVQPjRzDznwsV8.pdf>
- モルディブ関税局 年次統計レビュー（2023）
<https://www.customs.gov.mv/d/ASR2023%20-%20Published.pdf>
- モルディブ関税局 Time Release Survey（2021）
<https://www.customs.gov.mv/d/Time%20Release%20Study%20Report%202021.pdf>
- Maldives Customs Act
<https://www.customs.gov.mv/d/Customs%20Act.pdf>
- その他モルディブ税関関連法
<https://www.customs.gov.mv/About/Laws%20and%20Regulations/customs-law-laws>
- WTO Trade Policy Review (Maldives) (2024)
https://www.wto.org/english/tratop_e/tpr_e/s461_e.pdf

3) 貸与資料

貸与資料は個別に配布するため、希望者は「4rtd3@jica.go.jp」（JICA 南アジア部南アジア第三課）宛に連絡すること。技術提案書の提出後辞退もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に、破棄を求めるものとする。

- JICA 資料① JICA 出張報告書
- JICA 資料② MCS 所有機材一覧
- MCS 資料① MCS_5 カ年計画（5 years strategic plan）ドラフト案
- MCS 資料② ティラフシ税関研修施設概要
- MCS 資料③ ティラフシ税関研修施設イメージ図
- MCS 資料④ 研修実績・研修計画
- MCS 資料⑤ 機材ニーズ
- MCS 資料⑥ 税関アカデミー概要（Centre for Customs and Excise

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無 ※ C/P との間に発生するコミュニケーション（面談時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国で使用する言語は英語です。地方調査時も C/P は英語での対応が可能ですが、ロジ周りで現地語会話が必要となる場合もあります。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モルディブ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) モルディブの「JICA 安全対策措置」で明記している行動規範（業務渡航時）は、以下の通りです。現地調査の実施計画作成時には、こちらにも留意してください。

- ・ 宗教記念日、宗教行事開催時期（断食月等）及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力避ける。
- ・ 支所への事前連絡：遅くとも入国日の 10 営業日前（支所執務日ベース）までに『【業務渡航】モルディブ渡航申告フォーム』へ入力後、モルディブ支所代表メールアドレスより送られるメールに下記の添付書類を送付の上、渡航連絡を行う。
- ・ モ国外務省及び入管・税関への事前通知が必要となるため、①E チケット写し、②旅券写し、③日程（案）を送付すること。日程（案）には訪問先・面談者・宿泊先および国内航空便・乗合船又は傭上ボートの利用予定等を網羅の事。日本語版の場合は英語併記必須。
- ・ 外務省・大使館が発信する海外安全情報を踏まえた行動をとること。
- ・ 渡航者は渡航前までに「海外渡航管理システム」に必ず登録を行い「安全対策マニュアル」（各国安全管理情報）を熟読すると共に、安全対策マニュアルに記載されている緊急連絡先を渡航時に携帯すること。
- ・ 渡航開始前に旅程の変更が生じた場合、遅滞なく海外渡航管理システムにて渡航情報の変更を行うこと。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：税関分野に係る各種業務

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画」は不要です。なお、様式４－４の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（２）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

４）その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地支所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（３）業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

（４）技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

１）形式

技術提案書は、A 4 判（縦）、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

３．経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1.(2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・ 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第 2 章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2